

社会福祉法人 檜原市手をつなぐ育成会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人檜原市手をつなぐ育成会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の額の決定)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間450万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間18万円以内とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(旅費・交通費等)

第7条 役員又は評議員等が、理事会・評議員会等に出席、または、法人業務のため出張する場合は、別表6により報酬及び旅費・交通費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は、原則として出張（業務）終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）通勤届等の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員「給与規程」第8条1項に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 11 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公 表)

第 12 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 13 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 14 条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長（理事長）が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成 30 年 3 月 5 日制定、平成 30 年 3 月 1 日から適用する。
2. 平成 30 年 3 月 5 日をもって「役員及び評議員の報酬に関する規定」は廃止する。
3. この規程は、令和元年 6 月 21 日改正、平成 31 年 4 月 11 日から適用する。
4. この規程は、令和 2 年 6 月 25 日改正、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
会長（理事長）	月額 200,000円

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	賞与なし
12月の賞与	賞与なし

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

$$\text{最終報酬月額} \div 10 \times \text{在任年数}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務内容	日額
評議員会への出席	10,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（税別）

(2) 理事

業務内容	日額
理事会・評議員会・評議員選任解任委員会等への出席	10,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（税別）

(3) 監事

業務内容	日額
理事会・評議員会・評議員選任解任委員会等への出席	10,000円（税別）
監事監査（会計・業務内部監査）報酬	30,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（税別）

(4) 第三者委員・評議員選任解任委員会委員

業務内容	日額
理事会・評議員会・評議員選任解任委員会等への出席	10,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（税別）

別表5（職員給与との併給）

(1) 役職ごとの役員報酬額を定める当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
常務理事「業務執行理事」	月額 100,000 円
常勤理事「業務執行理事」	月額 60,000 円

別表6（旅費・交通費等）

旅費・交通費	実 費
宿泊費	15,000 円～20,000 円
報 酬	8,000 円
その他	実 費

